

臨時免許状申請 チェックリスト

※下記事項を確認のうえ提出ください（チェックリストの提出は不要）

申請全般に係る確認

- 正しい教科・学校種の申請ですか（誤った教科や学校種の申請ではありませんか）。
- 採用予定者には、過去に申請予定と同一の臨時免許状が複数回授与されていませんか。複数回にわたり同一の臨時免許状が授与されている場合は、**原則授与できません**。

臨時免許状授与申請副申書

- 申請書の様式は正しいですか。標題は「臨時免許状授与申請副申書」です（「臨時免許状授与願副申書」あるいは「臨時職員免許状授与願副申書」など、過去の様式を使用していませんか）。
- 副申者は正しいですか。県立学校及び私立学校にあっては所属長、市町村立学校にあっては市町村教育委員会（教育長ではない）になります。
- 副申書の理由は臨時免許状の制度趣旨に合致していますか。臨時免許状授与申請要領にもありますように、**臨時免許状は普通免許状を有する者を採用することができない場合**に限り申請を受付けます。それ以外の理由での申請は受付できません。
- 採用予定日は申請日より後の日付になっていますか。臨時免許状の申請は採用予定年月日（授与年月日）より前に行う必要があります。

履歴書

- 過去に取得した臨時免許状を含めて所持する免許状はすべて記載されていますか。

卒業証明書（修了証明書）

- 証明書は原本ですか（コピーは不可です）。ただし、同一人物が同時に2免許以上を申請する場合は、一方は原本を、他方はその写し（所属長の奥書証明のあるもの）を提出してください。
- 卒業（修了）証明書には卒業（修了）日の記載がなされていますか。卒業日の記載がなく、学業成績証明書にも記載がない場合には、卒業（修了）証書の写しなど卒業（修了）日が確認できるものが必要になります。
- 大学院を修了している場合は、大学院の修了証明書に加え、大学院の学業成績証明書と大学の学業成績証明書が必要になります。（大学の卒業証明書は不要）

人物証明書

- 証明者は任用予定校の所属長になっていますか（前任校の所属長の証明は受付できません）。
なお、市町村立学校の教職員については任用予定校を設置する市町村教育委員会の教育長の証明でも可能です。

現住所は、申請書のとおりとなっていますか。（室号などを省略しない。）

3ヶ月以内に証明されたものですか。

身体証明書

疾病異常等の所見には「異常なし」、「就労可」など就業に問題が無い旨の記載はされていますか。所見が無い場合でも、「異常なし」等の記載が必要です。

所見がある場合は、「業務上支障無し」など就業に問題が無い旨の記載が必要です。

1年以内に証明されたものですか。

その他

再申請の場合は、前回授与した臨時免許状の写しが必要です。写しが無い場合は授与証明書の原本が必要です。

申請書類のうち、1つでも申請書の本籍地・氏名と異なる場合は戸籍抄本が必要になります（3ヶ月以内の証明のもの）。

外国語による証明書（外国の大学の卒業証明書等）を提出する場合には、それぞれに日本語訳が必要になります。日本語訳をしたものについては、**訳者の記名・押印**が必要になります。（訳者は、申請者以外の者であること。）

外国籍の方が申請する場合には、在留カードや外国人登録証等の写しが必要です。

福岡県領収証紙は、全面をしっかりと貼り付けてください。

宣誓書があるか確認してください。（平成29年度途中から様式追加）

申請書・宣誓書、副申書、履歴書、卒業（修了）証明書、成績証明書、人物証明書、身体証明書、戸籍抄本（必要な場合）、過去の臨時免許状（必要な場合）、その他の書類（必要な場合）、領収証紙納付書の順番で揃えてください。